

第 6 章

支援対策について

第6章 支援対策について

1. 教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(1) 1歳児～2歳児の受け入れ枠の確保

少子高齢化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることができるよう、待機児童数が生じている1歳児～2歳児について弾力化も含めた受け入れ枠の確保に努めます。

(2) 地域型保育事業者による連携施設の確保

連携先となる保育園等について、3歳児以上の定員が確保されなかったり、保育者の確保が出来ない等で連携施設としての協定を結べない事が無いよう互いの施設に必要な説明を行い、連携の確保を支援します。

(3) 認証保育の利用推進

沖縄県の指導監督基準及び市独自の基準を達成している認可外保育施設を「認証保育園」として認定し、その運営を支援します。特に需要の多い1、2歳児を対象に利用を推進することで、保護者の保育ニーズに応えるとともに待機児童の解消に努めます。

(4) 教育・保育の質の確保と向上

1) 就学前教育・保育施設 園訪問の実施

乳幼児の発達や学びの連続性の確保並びに教育・保育施設及び地域型保育事業における質の高い幼児教育・保育の提供を図るため、引き続き幼児教育コーディネーターを活用し、各年齢の発達に応じた教育・保育の取組を推進します。

2) 指導監督の実施

特定教育・保育施設または地域型保育事業の質の確保を行政が責任をもって担保するため、施設や事業所において市の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、南部広域市町村圏事務組合と連携し、指導監督を実施します。

3) 保幼小連携の推進

①教育・保育と小学校教育の円滑な接続

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びがスムーズに移行していくよう、架け橋プログラムの推進及び架け橋期のカリキュラムの作成・導入を推進します。

また、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等と小学校との交流活動、職員間の相互理解の場の確保、保育要録・指導要録等の確実な引継ぎと情報共有等を推進します。

②0～2歳、3～5歳の取り組み連携

地域型保育事業と連携施設が日頃から交流し、取組の連携を行い、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように促進します。また、地域型保育事業の連携施

設を確保するため、事業所とともに市も受け皿確保に向け、保育所（園）、幼稚園、認定こども園の状況把握と連携協力を促します。

4) 認可外保育施設への支援充実

認可外保育施設への支援として、質の確保・向上を図るため、研修開催の案内や国・県の補助金を活用した事業を実施します。

5) 人材の確保の推進

①教育・保育事業職員の確保

待機児童の解消のため、保育施設等の拡充と併せて、保育士の確保が不可欠です。引き続き、県と連携し保育士確保に努めるとともに、市内認可保育所に保育士の処遇改善を促します。

保育士のほか、地域型保育事業で認められている保育従事者確保のための研修等を県及び関係機関と連携して実施します。

また、保育園における幼児教育の向上を図るため、保育教諭の確保や処遇改善を促します。

②教育・保育事業職員の質の向上

本市では、引き続き、認定こども園への移行を推進しています。教育・保育を一体的に提供する施設であることから、様々な教育・保育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができると同時に、質の向上も求められます。幼児期の教育・保育の質の確保・向上を図るため、保育教諭、保育士の研修等を実施します。

地域型保育事業の中には、保育士以外の保育従事者による対応が認められている事業があります。保育資格のない保育従事者に対しては、より十分な研修を行うほか、保育士との交流、情報交換、事例報告などにより資質の向上を図る機会を設けます。

③ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

ファミリーサポートセンターの内容や役割を周知し、地域において子どもの預かりの援助を行いたい人（まかせて会員）の確保に努め、利用ニーズに対応します。

2. 地域子ども・子育て支援の充実

(1) 教育・保育における子ども・子育て支援事業

1) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴い、通常の保育時間を超えて児童を預けられる環境が必要とされていることから、認可保育施設全施設で実施し、延長保育の受入体制を確保します。

2) 一時預かり事業

①預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型））

保護者が安心して子育てができるよう、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を対象に、幼稚園・認定こども園において教育時間の前後又は長期休業日等の一時預かりを実施します。

②一時預かり事業（一時預かり事業（その他の一時預かり））

保護者の就労、疾病等で家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児又は幼児を対象に必要な保護を行うため、公立保育所において一時的預かりを実施します。

3) 病児保育事業

病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に利用するものであり、保護者が安心して子育てができる環境を維持し、児童の福祉の向上を図ります。

4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

所得状況等、一定要件を満たしている世帯の保護者に対し副食費の補足給付を行うことで、新制度移行済の幼稚園利用者と同様の基準で保護者が支援を受けることができるよう継続して事業を実施します。

5) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第三期計画においては実施を見込んでいませんが、今後の情勢を見極めながら、必要に応じて実施します。

(2) 子育て世帯の相談と支援事業

1) 利用者支援事業

①保育コンシェルジュ（利用者支援事業【特定型】）

子ども及びその保護者からの様々な保育相談に柔軟に対応し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用へつなげるため、専門的な知識を有する職員を配置し相談支援を行います。

②こども家庭センター（利用者支援事業【こども家庭センター型】）

令和7年4月にこども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉の両機能が連携、協働し、子育てに困難を抱える妊産婦、子育て世帯に対し、子育て支援サービスの提供、関係機関との調整、サポートプランの作成を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を行います。

③妊婦等包括相談支援事業（利用者支援事業）

こども家庭センターの保健師、相談員と連携を図り、妊娠、出産、子育てに関する相談に

応じ、子育て世帯が安心、安全な子育てができるよう切れ目ない支援を行います。

2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少し、その後、利用者数の増加はみられますが、コロナウイルス感染症流行以前の利用者数を下回る状況であるため、センター事業の周知等や内容の充実を図り、利用者の拡大に取り組みます。また、待機児童解消に向けた取組や新規事業である誰でも通園制度開始による利用者への影響が見込まれることから、施設数は現状を維持します。

3) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

令和7年度については、本格実施となる令和8年度に備えて、公立施設にて先行的に実施していきます。先行実施の結果・課題を踏まえつつ、令和8年度の本格実施に向けて認定施設の整備を整え、制度を実施します。

4) ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

①ファミリーサポートセンター事業（未就学児（その他の一時預かり）・就学児（基本事業））

市ファミリーサポートセンターの依頼件数は年々増加傾向にあり、内容も多様化、複雑化しています。しかし、依頼件数に対し、サポート会員数が不足しているため、今後も引き続きサポート会員の養成講座を開催し、支援体制を拡充します。

②ファミリーサポートセンター事業（病児、緊急対応強化事業）

本事業について、現時点では実施しておりませんが、病児保育等のニーズを踏まえ、事業の実施を検討します。

（3）地域子ども・子育て支援の質の確保と向上

1) 子育て支援に係る連携と情報提供の充実

①周知・広報の強化

市の窓口、地域子育て支援センター、教育・保育施設、学校、自治会集会所などにおける周知・広報を充実させます。

②関係機関との連携による情報の提供

行政からの直接の情報発信のみならず、地域の民生委員・児童委員、自治会長、母子保健推進員、教育・保育施設、子育て支援センター、社会福祉協議会、学校など関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信します。

3. 子どもの居場所づくり

(1) 放課後児童健全育成事業の推進

第二期計画より、学校敷地内等へ公的施設を3施設新設するなどの整備量の増に取り組み、目標確保量を達成したことで、量の見込に対する整備量は充足できています。

第三期計画においても、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくため、放課後児童クラブの質の確保、適正な運営が行われるように、市の条例等に基づいた指導等に取り組み、支援員については県及び関係機関と連携し、資質向上を図るための研修を実施します。

また、市は各放課後児童クラブの開所時間延長に関する補助体制を整えており、市内各放課後児童クラブでは、利用者のニーズにあった開所時間を設定し、延長についても柔軟に対応しています。

(2) 子どもの居場所づくりの質の確保と向上

1) 放課後子ども教室の推進

市内全小学校の余裕教室や地域連携室を利用して放課後子ども教室を実施しています。引き続き、各小学校と連携を図りながら、放課後子ども教室の更なる充実に向けて取り組みます。

2) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携又は校内交流による放課後対策の推進

第三期計画においても、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携型による実施または各学校の余裕教室の活用等による校内交流型の実施に努めます。令和6年度は、放課後児童クラブが学校敷地外に設置されている学校区に関しては連携型、学校敷地内に設置されている学校区に関しては校内交流型のプログラムを市内全小学校区にて実施しており、今後も放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の協力体制を強化します。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携型または校内交流型による事業においては、共通プログラムの検討、学校施設の一時利用といったすべての過程で、教育委員会と市長部局及び放課後子ども教室を担当する地域学校協働活動推進員と放課後児童クラブの支援員が連携し、児童の安全面に十分配慮した人員配置やプログラム内容を充実させます。

放課後児童クラブを含めた今後の新たな学校の余裕教室等の活用については、小学校において特別な配慮が必要な児童の指導のため、余裕教室が不足している現状があります。放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、両事業への活用の可能性について検討します。

また、市長部局と教育委員会が定期的に情報の交換等を行う場を設け、両事業の実施状況や課題などの情報を常に共有し、事業検証や課題解決に対応します。

3) 児童館の充実

第二期計画に引き続き、児童に健全な遊びを与える児童館の安全面や機能面を充実させます。

4) 児童館における中・高校生の居場所づくり

児童館は、児童福祉法に基づき18歳未満を対象としており、小学生だけでなく中学生・高校生も多く利用しています。引き続き、中学生・高校生の居場所の一つとして児童館を活用

し青少年の健全育成に努めます。

5) 地域における居場所の確保、充実

公民館等の地域資源を用いた、小学生の放課後の居場所づくり、遊び場の確保について検討します。

また、第二期計画に引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室とのさらなる連携を図り、小学生の安全・安心な居場所の確保に努めます。

4. 健康を育む保健対策の充実

(1) 妊婦健診事業

1) 妊産婦への保健対策

妊産婦健診の受診勧奨や、妊娠期の栄養や適切な体重増加量、喫煙や歯周病が胎児に与える影響等、妊娠期の過ごし方や生活習慣の改善について、適切な情報、相談の場、学習機会を提供します。

2) ハイリスク妊産婦支援

親子健康手帳交付時における保健師との面談や、妊産婦健診、医療機関等との連携により、ハイリスク妊産婦の早期発見に努め、安心して妊娠・出産・育児ができるよう切れ目ない支援を行い、より良い育児環境の整備、健康づくりへの支援、医療体制を充実させます。

(2) 産後ケア事業

妊娠期から把握した産婦や産後に医療機関から支援依頼があった産婦、その他産後ケアを必要としている産婦等に対し、育児不安の解消、育児負担の軽減を実施し、必要に応じて子育て支援サービスにつなげます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までに全世帯（退院できない乳児を除く）を訪問することで養育状況を把握し、必要に応じ養育支援訪問、子育て世帯訪問等につなげます。

(4) 健康を育む保健対策の質の確保と向上

1) 乳幼児の健康を守る支援

親が子どもの発育・発達と生活習慣の関係を理解し、子どもの肥満やむし歯、生活習慣病等の予防のため、生活リズムや栄養バランスのとれた食事、規則正しい生活習慣の確立に取り組んでいくことができるよう、適切な情報提供や保健指導、栄養指導を充実させます。

2) 乳幼児健診の充実

子どもの病気や、発育・発達の遅れの早期発見・早期支援、健康的な生活習慣の確立のため保健・栄養指導の実施等、乳幼児健診の質向上に努め、受診しやすい健診体制の充実と受診率の向上に向けた取組を推進します。

また、乳幼児健診では小児科診察、歯科健診、保健・栄養指導のほか、育児不安の軽減を目的とする相談を実施し、必要に応じて子育て支援サービスへつなげます。

3) 事故予防と感染症予防対策

①事故予防

子どもたちを不慮の事故から守るために、関係各課・団体や地域が一体となり協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。地域の実情に即し、子どもの視点に立った事故防止対策や普及啓発活動などの取組を推進します。

②感染症予防対策

抵抗力が弱く、身体の機能が未熟である乳幼児の特性等を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づく感染予防のための適切な対応が求められます。対象者への通知の他に、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業等を通して定期予防接種の接種勧奨や、感染症予防についての情報提供を推進します。

③食育の推進

妊娠期から、保護者自身の健康と胎児の健やかな発育のため、適切な食事量やバランスについて知り、家族みんなで健全な食習慣や生活習慣を見直す学習機会を提供します。

また、豊かな味覚や食への興味、生活習慣の基礎を育む乳幼児期は、子どもの成長に合わせて噛む・飲み込む力や味覚を育て、生活習慣を身に付けられるよう、栄養指導を実施します。

4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

①学童期・思春期の健康支援

第二期計画に引き続き、親や子どもに関わる全ての大人が健康的な生活習慣を支えるとともに、保健・医療・福祉・教育の関係者の連携を一層強化し、自身の生命を大切にする心を育てる教育を推進する学習機会を提供します。また、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かす問題に対して、個々の情報選択能力の向上を図ります。

②学校等における食育の推進

学校等で実施される野菜の栽培、食事づくり等の体験活動との連携により食べ物の大切さ、食に対する感謝の心、体に良い食事、作る喜び、楽しく食べることなどを学びながら、豊かで健やかな人間性の形成、家族関係づくりを育む「食育」を推進します。

※保健対策・健康支援等は母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画に準ずる

5. 支援を必要とする家庭への対策の充実

(1) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

今後も要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見、防止対策の充実のため、乳幼児健診等を活用し、ハイリスク親子の把握と子育て支援による育児不安や負担の解消に努めます。要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し、対象世帯への支援や見守りを実施します。また、家庭児童相談室において、子どもや保護者等からの悩みや相談に対応します。

2) 子ども自身が相談できる窓口の周知と充実

子ども自身が抱える悩みや、虐待等の権利の侵害に対する相談を気軽に行うことができるよう、県・関係機関が発行する電話相談連絡カード等の資料を配布し子ども相談窓口の周知に努めます。

(2) 養育支援訪問事業

子育てに対し不安を抱える家庭や育児支援者が身近にいないため孤独感を抱えているなど、子どもの養育について支援が特に必要な家庭に対し、相談支援を行い適切な養育ができるように支援します。

(3) 子育て世帯訪問支援事業

子育てに対し不安を抱える家庭や育児支援者が身近にいないため孤独感を抱えているなど、子どもの養育について支援が特に必要な家庭に対し、育児・家事支援を行い適切な養育ができるように支援します。

(4) 子育て短期支援事業

1) ショートステイ（短期入所生活援助）

児童養育の安全確保と保護者のレスパイトに繋げ、児童虐待防止への支援策のひとつとして事業を実施します。

2) トワイライトステイ（夜間養護等事業）

現時点で実施事業所の見込みがない状況であるが、世帯のニーズや動向等を見極めながら事業の実施を検討します。

(5) 支援を必要とする家庭への対策の質の確保と向上

1) 児童育成拠点支援事業

養育環境に課題を抱える児童等に対して個々の状況に応じた支援を包括的に提供する事業について、本市における今後の子育て施策の展開等も踏まえながら実施を検討します。

2) 親子関係形成支援事業

親子関係で悩みや不安を抱える家庭に適切な関係性を構築することを目的とする事業について、本市における今後の子育て施策の展開等も踏まえながら実施を検討します。

3) ひとり親家庭への対策の充実

①ひとり親世帯への支援

ひとり親家庭に対する制度の案内、その他ひとり親家庭への支援を行います。

ア ひとり親家庭の就労支援のため、就業を目的とした教育訓練の講座を受講する際の負担軽減を図る「自立支援教育訓練給付金支給事業」と、看護師や保育士等の資格取得を目指し養成機関に通う場合の生活費の負担軽減を図る「高等職業訓練促進給付金事業」を実施します。また、就労支援に関する情報提供を行います。

イ 放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭等へ利用料の助成を行い、保護者の負担軽減を図り子育て環境を充実させます。

ウ 家庭児童相談室（こども家庭センター）において、母子・父子家庭になっての不安や、児童や家庭に関する相談支援を行います。

②母子及び父子家庭等医療費助成

第二期計画に引き続き、母子及び父子家庭等の親及び児童が治療を受けた場合、自己負担額の一部を助成します。

③母子父子寡婦福祉資金貸付

第二期計画に引き続き、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく制度の適正な運用を図ります。

4) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

①乳幼児期における早期発見・早期支援の充実

乳幼児健診受診者に対し、障がいや疾病の早期発見から早期の医療受診へつなぐための発達相談を実施するとともに、健診後は、発達支援が必要な児童について健診事後教室、発達を伸ばす関わり方の支援を行い、必要に応じて個別の心理相談、発達検査の実施や、保育園や医療機関(療育)との連携を図ります。

②巡回相談の実施

「特別な支援を必要とする子」への保育の充実ときめ細かい対応を図るため、市内保育施設を巡回し、保育者や保護者への相談・支援を行います。また、巡回相談のための人材確保に努めます。

③切れ目のない支援体制の構築

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築します。

また、特定妊婦や産後うつ、障がいがある方への対応など、多様なニーズに対応できるよう体制整備を行います。

④放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ環境の充実

障がい児が放課後児童クラブを円滑に利用できるよう、受け皿の確保や事業の周知等を促進します。また、放課後児童クラブにおいて、障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を習得するための研修を継続して実施します。

⑤障がい児へのサービス等提供体制の充実

事業所や各関係機関と連携し、障害児相談支援、障害児通所支援のサービス等の必要な支援を受けられる体制を充実させます。

※障がい児サービス等は障がい者計画・障がい児福祉計画に準ずる

5) 親子教室

親子教室において、公認心理師、保健師が健診等で把握した発育が気になる児童の経過観察を行い、療育等の支援が必要と判断した場合は、親子通園、療育機関等へつなぐ等、適切に支援します。

6) 親子通園事業

障がいの有無に関わらず、発達のゆるやかさが見られた時から、子どもの行動への理解を深め、適切な親子関係が築けるよう一人一人の状況に応じた支援を行い、適切に移行先へつなぐことができるよう事業を充実させます。

7) 子どもの貧困への対策の充実

将来を担う子どもたちの深刻な貧困に関する状況に対応するため、沖縄こどもの貧困緊急対策事業を活用して子どもの居場所を運営する事業者を支援します。また、国・県の各種補助・支援事業の活用も含め実施可能な支援策を検討し、子どもの貧困への対策を充実させます。
